平成２２年（フ）第６９０号
栃木県宇都宮市中河原町３番12号
破産者　株式会社松田デザイン社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６４号
栃木県宇都宮市桜２丁目７番５号　シティーコーポ１―102、前住所栃木県宇都宮市塙田２丁目５番24号　ジェイパレス塙田802号
破産者　渡辺　義行
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５８号
栃木県宇都宮市若松原１丁目26番27号、開始決定時の住所栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち２丁目17番７号
破産者　齋藤　英典
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１４号
栃木県大田原市蛭田1579番地１
破産者　齋藤　政之
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３０号
栃木県那須塩原市湯本塩原113番地４、住民票上の住所栃木県那須塩原市大原間145番地ニッケンアパート６号
破産者　中越　秀勝
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４２号
栃木県鹿沼市栄町３丁目５番地５
破産者　小野寺　仁
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７８６６号
東京都中央区築地６丁目８番９号
破産者　株式会社プラーナジャパン
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４２号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12―42―401、開始決定時の住所千葉県我孫子市布佐平和台１丁目５―504
破産者　宗像　碩哉
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５０号
東京都小平市天神町１丁目228―２―508
破産者　杉山　　明
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９号
千葉県山武郡九十九里町片貝6809番地の２
破産者　有限会社千代本
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８０号
東京都足立区栗原２丁目６―17―506
破産者　須山加代子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５３号
東京都江戸川区船堀３丁目16―７―201
破産者　進藤　　巧
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７号
東京都渋谷区恵比寿２丁目10番１号
破産者　株式会社シーワンコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２４号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目７―23―203
破産者　深澤　賢治
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４号
東京都品川区大崎５丁目２―１―1001
破産者　川嵜　浩基
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０６号
東京都品川区大崎５丁目２番１号―1001、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区小山５丁目５番７号
破産者　富貴株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９９２号
栃木県足利市田島町１丁目８―２
破産者　豊田　　誠
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９１号
東京都品川区大崎５丁目４番３号
破産者　トリトン株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９２号
東京都品川区西五反田７丁目７―２―1102
破産者　山崎　茂敏
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６４４号
東京都千代田区岩本町２丁目８番２号
破産者　シイケイサーモ株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１６号
神奈川県海老名市門沢橋３丁目１―13
破産者　澁谷　朋義
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４９１号
埼玉県鳩ケ谷市大字里1655―608、開始決定時の住所埼玉県鳩ケ谷市本町３丁目５―17
破産者　山本　園子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部